

4-1 市町消防の現況（消防防災安全課）

1 常備消防の現況

（令和3年4月1日現在）

区分 消防本部	消防本部・消防署・出張所			消防吏員数(その他職員除く。)						消防自動車等保有数															
	本部	署	出張所	計	司令長以上	司令	司令補	士長以下	条例定数	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	自はしこ付消防自動車	消防折はしこ付自動車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車	救急自動車	指揮車	消防艇	電源・照明車	救助工作車	小型動力ポンプ			
																						積載ポンプ車	小型ポンプ車	な載車に積もてい	手引動力ポンプ
県計	14	25	36	1,847	73	233	472	1,069	1,913	64	26	14	1	3	3	12	95	20	2	0	20	17	20	0	
松山市	1	4	7	475	20	34	135	286	458	10	9	3	1	1	1	2	17	5	1			4	4		
今治市	1	3	5	213	8	35	47	123	220	10	1	2		2	2	1	11	1	1			2		1	
新居浜市	1	2	1	138	5	30	32	71	164	5	2	2				2	6	1				2		5	
西条市	1	2	4	154	7	24	36	87	155	4	2	1				2	9	2				2		4	
四国中央市	1	1	4	131	2	21	39	69	142	7	2	1				1	7	1				1	2	6	
西予市	1	1	3	70	1	9	7	53	72	3							6	1				1		2	
東温市	1	1		50	1	7	5	37	52	1	1	1					4	2				1	1		
上島町	1	1		26	1	3	4	18	35	1							3	1				1	2	1	
久万高原町	1	1	1	44	1	7	11	25	45		2						4	1				1	1		
愛南町	1	1		43	1	6	8	28	50	2	1						3	1				1	2		
八幡浜地区施設事務組合	1	1	3	106	5	11	47	43	107	4	1	1				1	5	1				1	1		
伊予消防等事務組合	1	3	3	157	8	20	36	93	157	7	2	1				1	7	2				1	1		
宇和島地区広域事務組合	1	2	2	134	7	17	33	77	139	6	1	1				1	7					1	3		
大洲地区広域消防事務組合	1	2	3	106	6	9	32	59	117	4	2	1				1	6	1				1		1	

2 市町消防団及び水利の現況

(令和3年4月1日現在)

区 分 市 町		消防団員				消防自動車等保有台数				消防水利			
		団	分団	団員	条例定数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ			消火栓(公設)	防火水槽		
							小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの	手引動力ポンプ		100立方m以上	40立方m～100立方m未満	20立方m～40立方m未満
県計		20	365	19,470	21,438	216	968	170	9	25,306	143	3,180	2,767
消防本部設置市町	松山市	1	41	2,443	2,551	24	90	23		6,181	38	376	290
	今治市	1	51	2,090	2,308	33	110	19	8	5,082	27	410	196
	新居浜市	1	17	718	792	23	26	2		2,315	19	62	283
	西条市	1	28	1,518	1,748	18	62	23		1,149		346	295
	四国中央市	1	25	1,247	1,367	36	41	5		2,033	10	231	534
	西予市	1	26	1,682	1,752	16	78	13	1	237	6	386	120
	東温市	1	6	601	638	5	32	12		451		150	116
	上島町	1	11	355	390	4	25	7		256	3	34	6
	久万高原町	1	12	605	717	3	44			604	2	129	92
	愛南町	1	18	939	1,030	9	44	10		453	3	10	13
	計	10	235	12,198	13,293	171	552	114	9	18,761	108	2,134	1,945
施八設 合事浜 務地区	八幡浜市	1	13	712	757	14	30	4		264	1	78	163
	伊方町	1	11	490	544	7	40	0		1,014	17	54	14
	計	2	24	1,202	1,301	21	70	4	0	1,278	18	132	177
組伊予 消防等 事務	伊予市	1	10	783	825	6	39	4		377	2	251	47
	松前町	1	9	302	310	1	22			234	1	69	4
	砥部町	1	14	281	305	2	15	1		246		77	68
	計	3	33	1,366	1,440	9	76	5	0	857	3	397	119
事宇和 島地区 広域 合域	宇和島市	1	27	2,027	2,184		107	23		2,578	7	99	61
	松野町	1	3	155	200	1	9			181		76	12
	鬼北町	1	6	415	567	2	32			654	1	60	7
	計	3	36	2,597	2,951	3	148	23	0	3,413	8	235	80
組域大 洲防地 事区 合務広	大洲市	1	23	1,351	1,603	8	72	22		525	4	179	382
	内子町	1	14	756	850	4	50	2		472	2	103	64
	計	2	37	2,107	2,453	12	122	24	0	997	6	282	446

4-2 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- （1）第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの

(2) 第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの

(3) その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長(職・氏名)

(2) 応援隊の出発日時及び到着(予定)日時

(3) 応援隊の出動場所

(4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量

(5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担と

する。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県

愛媛県知事 中村時広

松山市

松山市長 野志克仁

今治市

今治市長 菅 良 二

宇和島市

宇和島市長 岡 原 文 彰

八幡浜市

八幡浜市長 大 城 一 郎

新居浜市

新居浜市長 石 川 勝 行

西条市

西条市長 玉 井 敏 久

大洲市

大洲市長 二 宮 隆 久

伊予市

伊予市長 武 智 邦 典

四国中央市

四国中央市長 篠原 実

西予市

西予市長 管家 一夫

東温市

東温市長 加藤 章

上島町

上島町長 宮脇 馨

久万高原町

久万高原町長 河野 忠康

松前町

松前町長 岡本 靖

砥部町

砥部町長 佐川 秀紀

内子町

内子町長 稲本隆壽

伊方町

伊方町長 高門清彦

松野町

松野町長 坂本浩

鬼北町

鬼北町長 兵頭誠亀

愛南町

愛南町長 清水雅文

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

八幡浜地区施設事務組合

組合長 大城一郎

大洲地区広域消防事務組合

組合長 二 宮 隆 久

伊予消防等事務組合

組合長 武 智 邦 典

4-3 愛媛県消防広域相互応援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合の愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害発生市町長等

大規模災害又は特殊災害が発生した県内市町長（消防の一部事務組合長を含む。）をいう。

(2) 災害発生地消防本部

災害発生地を管轄する消防本部（局）をいう。

(3) 代表消防機関

松山市消防局をいう。ただし、松山市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(4) 代表消防機関代行

新居浜市消防本部及び宇和島地区広域事務組合消防本部をいう。

(5) ブロック幹事

県内の消防機関を東・中・南予の各ブロックに分け、それぞれのブロックに幹事を置く。なお、各ブロックの構成消防機関及び幹事は、次のとおりとする。

○東予ブロック ・四国中央市消防本部

・新居浜市消防本部

・西条市消防本部

・今治市消防本部（幹事）

・上島町消防本部

○中予ブロック ・松山市消防局

・伊予消防等事務組合消防本部（幹事）

・久万高原町消防本部

・東温市消防本部

○南予ブロック ・大洲地区広域消防事務組合消防本部

・八幡浜地区施設事務組合消防本部

・西予市消防本部

・宇和島地区広域事務組合消防本部（幹事）

・愛南町消防本部

第2章 県内応援実施体制の確立

1 応援の要請

(1) 災害発生市町からの応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、愛媛県消防広域相互応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1により速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、別記様式1-2により代表消防機関又は、ブロック内幹事に連絡するものとする。

(2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、別記様式2により、知事等に対する第1報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、代表消防機関、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとする。

また、代表消防機関が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとし、ブロック内幹事が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関、代表消防機関代行及び他のブロック幹事に連絡するものとする。

2 応援の実施

(1) 愛媛県消防広域応援調整本部運営員

大規模災害が発生した場合の初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関との情報の共有化を図るため、愛媛県消防広域応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防広域応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）を置くこととし、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、県内応援の実施、緊急消防援助隊の出動の可否等について協議するものとし、運営員が必要と認めた場合には、代表消防機関代行及びブロック幹事の意見を聴くことができる。

運営員には、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長及び松山市消防局警防課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知する。

(2) 愛媛県消防広域応援調整本部の設置

県運営員は、愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援部隊（以下「県内応援部隊」という。）の出動が決定された場合には、愛媛県消防広域応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部、県内応援部隊を派遣した消防機関等との連絡調整等を行うものとする。

なお、調整本部は、県運営員及び代表消防機関運営員をもって組織することとし、県運営員を本部長とする。

また、本部長は、必要に応じ、災害発生市町、代表消防機関代行及びブロック幹事に、調整本部への参加を求めることができる。

(3) 調整本部の運営

調整本部の運営等については、愛媛県緊急消防援助隊受援計画「消防応援活動調整本部」の規定を準用する。

なお、緊急消防援助隊の出動が決定され、消防応援活動調整本部が設置された場合には、当該消防広域応援調整本部がその機能を果たすことができる。

3 県内応援部隊の編成

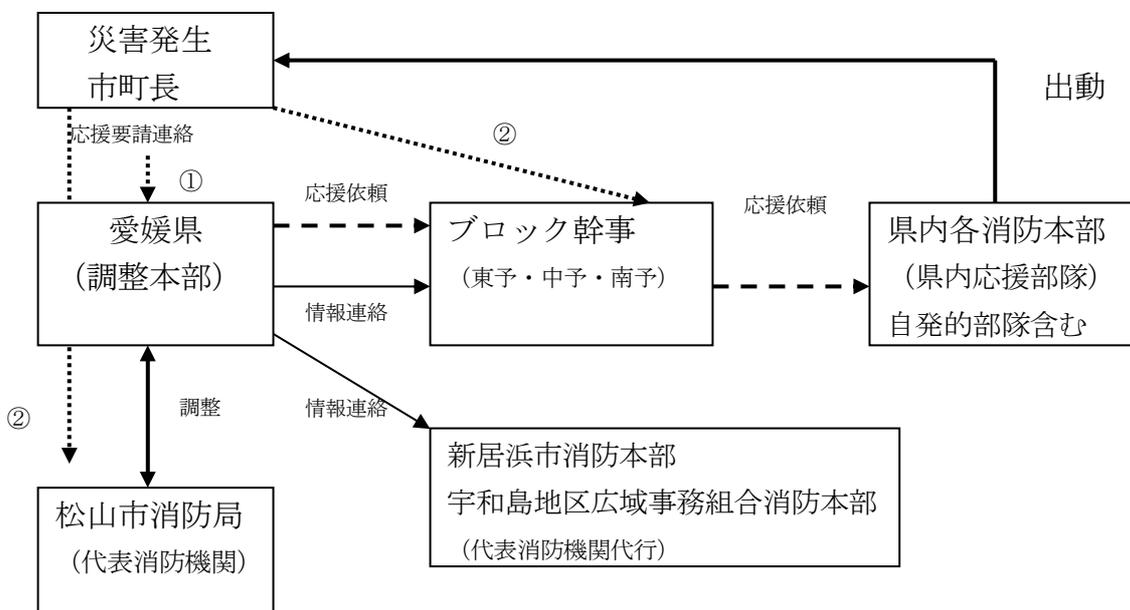
(1) 県内応援部隊は、各消防機関が応援可能な部隊により編成するものとし、災害発生市町長等の要請に基づき調整本部が調整し、ブロック幹事を通じ各消防本部に応援依頼を連絡する。

なお、各消防本部は、業務に重大な支障がない限り応援依頼連絡を受けた部隊を直ちに出勤させなければならない。

(2) 災害発生地が各ブロック境界付近の場合は、ブロックにとらわれることなく応援を実施するものとする。

(3) 消防団に係る県内応援部隊の編成については、災害発生市町長等の要請に基づき、その都度、調整本部が関係市町と調整する。

応援部隊への情報連絡図



応援要請連絡ルート
 応援依頼ルート - - - - -
 情報連絡ルート _____
 調整・出勤ルート _____

4 集結場所

- (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
- (2) 自発的に応援を決定した部隊については、現地に集結する。
- (3) 災害発生地消防本部は、誘導員を県内応援部隊の道案内のため、適宜配置する。
- (4) 県内応援部隊のうち、集結場所への参集の際、地理的な理由等から、直接、災害現場に出動する部隊や交通渋滞等の理由で集合時間に遅れる部隊については、その旨を調整本部に報告し指示を受ける。

5 指揮体制

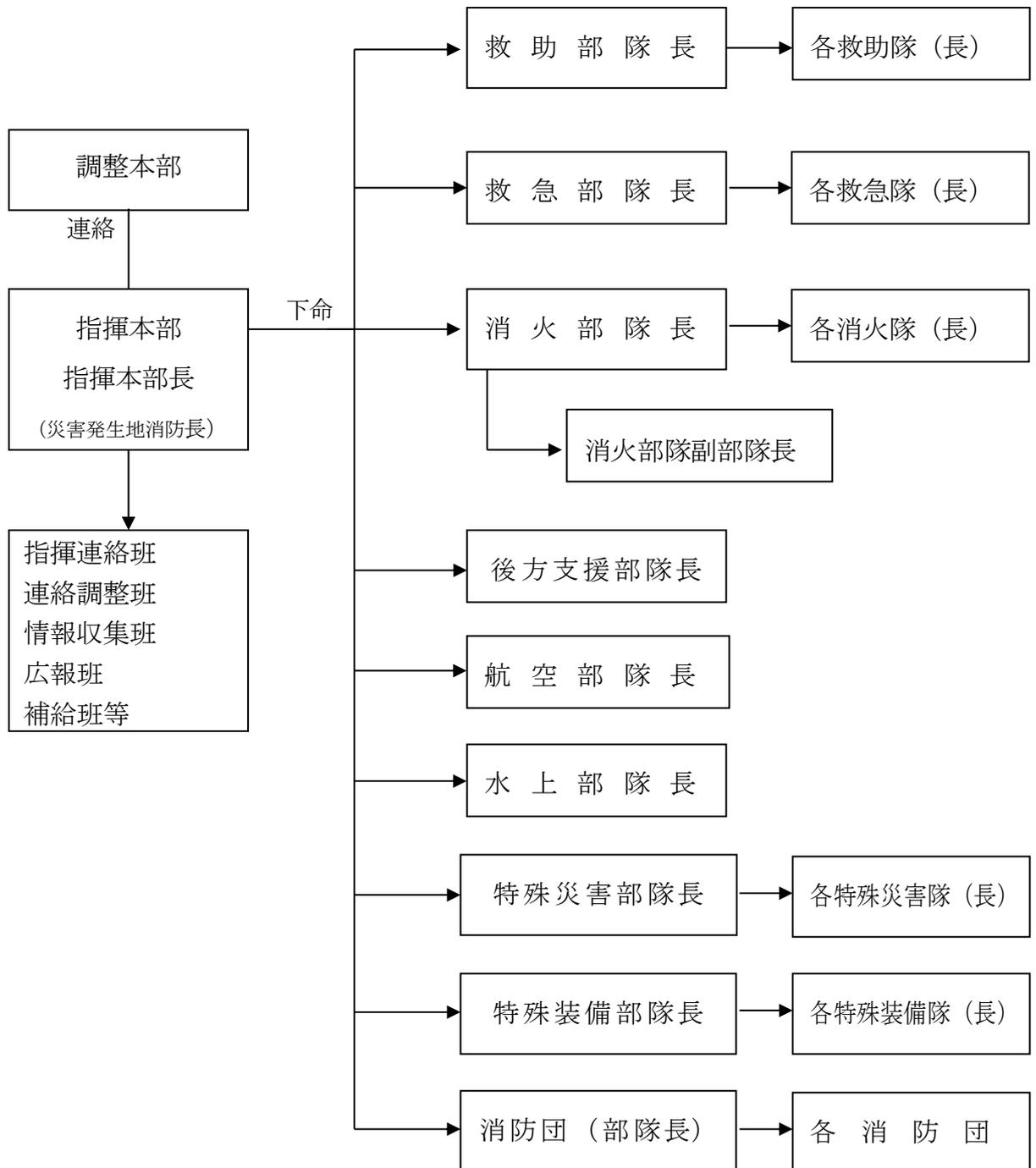
- (1) 指揮本部の設置
 - ① 災害発生地消防本部は県内応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、管轄内に指揮本部を設置するものとする。
 - ② 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。
- (2) 指揮系統
 - ① 指揮本部長は、災害発生地消防本部の長とする。
 - ② 県内応援部隊の指揮は、指揮本部長が県内応援部隊の指揮者に行う。
 - ③ 県内応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき県内応援部隊の指揮者が行う。
- (3) 県内応援部隊の運用
 - ① 県内応援部隊の運用は、応援側消防機関単位で運用する。
 - ② 指揮本部長は、県内応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

6 情報連絡体制

愛媛県内の情報連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、主運用波、地域衛星通信ネットワーク等により対応するものとする。
- (2) 情報連絡内容は次のとおりとする。
 - ① 災害の発生日時
 - ② 災害の発生場所
 - ③ 災害の種別（地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等）
 - ④ 災害の状況
 - ⑤ 応援要請の状況（他の協定による消防機関の応援等）
 - ⑥ 被害の状況（人的、物的）
 - ⑦ その他必要な事項

指揮系統



7 無線運用体制

県内応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

- (1) 統制波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。
- (2) 県内応援部隊と調整本部、災害発生地消防本部及びブロック幹事との通信は、主運用波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。
- (3) 県内応援部隊内の通信は、各消防本部保有の無線機等により、各部隊内で同一の

周波数が確保できるよう努めることとする。

- (4) 災害発生地消防本部内の通信は、災害発生地消防本部の活動波を使用する。
- (5) 災害現場の状況により、上記によりがたい無線の運用を行う必要がある場合は、調整本部において調整するものとする。

8 資機材に関する事項

応援可能資機材は、緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画の規定のとおりである。

9 応援活動の報告

愛媛県消防広域相互応援協定第7条第2項の規定による報告は、別記様式3により行うものとする。

第3章 受援体制の確立

1 情報収集体制

ブロック幹事は、災害発生地消防本部に情報収集の余裕がないと判断した場合は、自ら職員を派遣し、あるいは、ブロック内の他の消防本部に職員派遣を要請するなどして情報収集にあたり、別記様式2により調整本部に報告するものとする。

2 消防本部単位の受援体制

- (1) 各消防本部は、この計画に基づき、県内応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、市町防災担当部局と協議の上、受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。

(消防本部単位の確立すべき内容)

- ① 応援要請手続き
- ② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
- ③ 消防本部と市町との連絡体制
- ④ 調整本部との連絡体制
- ⑤ その他受援に必要な事項

(受援に必要な情報等)

- ① 消防水利の情報
 - ア 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 管口径、貯水容量
 - エ 水利地図（広域地図・住宅地図）
- ② 医療機関の一覧表及び地図
- ③ 野営場所の一覧表及び地図
- ④ 燃料、食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
- ⑤ その他受援に必要な事項

- (2) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地消防本部は、この計画に基づき直ちに受援体制を整える。

3 応援等サポート本部の設置

- (1) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地のブロック幹事は、被災状況等から判断し最も適当と認める消防本部内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。

応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、指揮本部と連携・協力しながら県内応援部隊の活動のサポート体制を確立する。

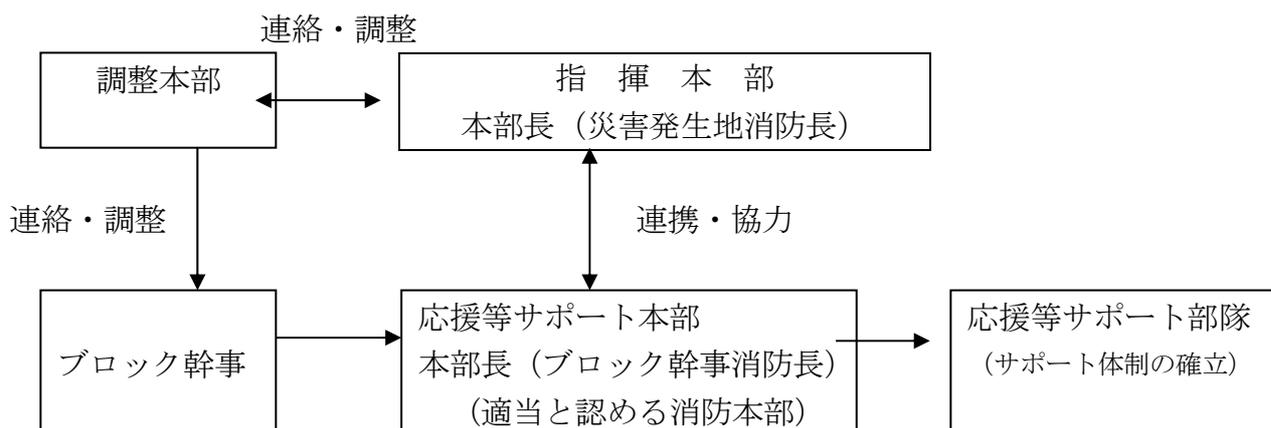
(応援等サポート本部の任務)

- ① 集結場所への誘導及び集結場所の現地整理
- ② 集結場所から活動場所への通行路の確保及び誘導
- ③ 緊急通行路、消防水利等に関する情報の提供
- ④ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- ⑤ 野営場所の設置、運営
- ⑥ 後方支援部隊のサポート

- (2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防本部を決定する。

- (3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防本部の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、県内応援部隊に速やかに提供できる体制を構築しておくものとする。

応援等サポート体制



4 補給体制

各消防本部は、災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、次により県内応援部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町等と協議し、確立しておくものとする。

- (1) 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- (2) 補給隊は、災害発生地消防本部の職員で編成する。

- (3) 緊急性のある補給物資から優先的に支給する。
- (4) 消防活動が長期化した場合に備えて、県内応援部隊の宿泊施設として、学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保を図るものとする。

5 愛媛県職員の派遣

調整本部は、必要と認めた場合には、下記の事項に対処させるため、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県職員を派遣する。

- (1) 調整本部との連絡調整
- (2) 消防庁との連絡調整
- (3) 関係災害対策本部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

6 緊急交通路の確保

調整本部は、愛媛県警察本部から緊急交通路に関する情報を入手し、県内応援部隊が通行する路線を決定のうえ、県内応援部隊、災害発生地消防本部、応援等サポート本部に連絡するとともに、愛媛県警察本部に対し、必要な交通規制等を依頼する。

第4章 その他

- 1 この計画に定めのない事項については、調整本部において協議の上、決定する。

附 則

- 1 この計画は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで策定した「愛媛県消防広域応援実施計画」（旧計画）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この計画は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この計画は、令和2年4月1日から施行する。

愛媛県消防広域応援要請連絡表

第	報
年 月 日	

(あて先)
愛 媛 県 知 事

〇 〇 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害	B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		部 隊	密閉空間火災等対応隊	
		特殊 装 備 部 隊	遠 距 離 大 量 送 水 隊		
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	市 町				TEL - - FAX - -

愛媛県消防広域応援要請連絡表

第	報
年 月 日	

(あて先) 松山市消防局長

(あて先) ブロック幹事消防長

○ ○ 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害 部隊	B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		特殊 装備 部隊	密閉空間火災等対応隊	
		遠距離大量送水隊			
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	市町				TEL - - FAX - -

代表消防本部
 ブロック幹事消防本部 御中
 愛媛県消防主管課

第 報 (消防本部)

災 害 状 況 報 告 書

(記入欄が不足する場合等は、別紙で記入すること。様式は任意でよい)

報告日時	年 月 日 時 分	
重大な被害が 発生している 地 域	地 区 の 説 明 (住所又は国道〇〇号沿い、〇〇駅周辺等)	被 害 の 状 況 (該当する被害に〇印を入れること。)
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
市域全体の 建物被害状況 (該当するものに〇印)	鉄筋建造物の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 一般家屋の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
火災の発生 状 況 (該当するものに〇印)	火災状況 (市街地大規模火災・同時多発火災・規模不明・未発生・未確認) 焼損面積 (概算) _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
人 的 被 害 (該当するものに〇印)	死傷者予測 (5万人以上・1万人以上・5千人以上・千人以上・不明) 現時点での死傷者数 死者 _____ 負傷者 _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
現 在 の 対 応 状 況		
そ の 他 (どのようなことでもよいので災害に関する情報を記入すること)		

様

印

愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

記

災害の種別			
災害の発生日時	年	月	日 時 分
災害の発生場所			
要 請 者 名			
応援要請受信日時	年	月	日 時 分
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	年	月	日 時 分
応援隊の到着(予定)日時	年	月	日 時 分
応援隊の出動場所			
応援隊の長(職・氏名)			
応援隊の人員、車両及び 資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰署時刻	走行距離	
時 分	k m		
応援隊の活動状況			
そ の 他 必 要 な 事 項			

4-4 愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第2条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第1段階 近隣市町の応援
 - ア 別に市町間で定める協定等
 - イ 第4条第2項に定める応援隊の派遣
- (2) 第2段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
 - ア 別に各ブロック内で定める協定等
 - イ 第4条に定める応援隊の派遣
- (3) 第3段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
 - ア 第4条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第3条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
 - (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
 - (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。
- 2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
 - (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
 - (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
 - (4) その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第4条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防

団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援隊の指揮が可能な者とする。
 - (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
 - (3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。
- 2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報交換及び訓練）

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

（改廃）

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

（雑則）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県		久万高原町
知事	中村時広	町長 河野忠康
松山市		松前町
市長	野志克仁	町長 岡本靖
今治市		砥部町
市長	菅良二	町長 佐川秀紀
宇和島市		内子町
市長	岡原文彰	町長 稲本隆壽
八幡浜市		伊方町
市長	大城一郎	町長 高門清彦
新居浜市		松野町
市長	石川勝行	町長 坂本浩
西条市		鬼北町
市長	玉井敏久	町長 兵頭誠亀
大洲市		愛南町
市長	二宮隆久	町長 清水雅文
伊予市		宇和島地区広域事務組合
市長	武智邦典	組合長 岡原文彰
四国中央市		八幡浜地区施設事務組合
市長	篠原実	組合長 大城一郎
西予市		大洲地区広域消防事務組合
市長	管家一夫	組合長 二宮隆久
東温市		伊予消防等事務組合
市長	加藤章	組合長 武智邦典
上島町		
町長	宮脇馨	

第 号
年 月 日

応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務 ()
担当部署(氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	

第 年 月 日 号

応援出動要請書

応援側の長

殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署 (氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	

第 年 月 日
号 日

応援出動（自主・要請）通知書

愛媛県知事 殿
受援側の長

殿

応援側の長

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第6条に定める応援出動を通知します。

＜災害等の覚知＞	
覚知方法	1 要 請 2 その他（ ）
覚知日時	年 月 日 時 分
覚知場所等	
＜出動する応援隊＞	
人員	応援隊の長（職、氏名）（ ）以下 人
機械器具等の種類 及び数量	
出発日時	年 月 日 時 分
現地到着予定日時	年 月 日 時 分
現地引揚予定日時	年 月 日 時 分
帰着予定日時	年 月 日 時 分
その他 必要事項	※使用無線機の種類（チャンネル）： ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

4-5 重要水防箇所総括表（河川課）

（令和4年4月1日現在）

地方局建設部 土木事務所名	河川・ 海岸の別	重要水防箇所			
				特に危険な箇所	
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
東予地方局 四国中央土木事務所	河川	15	3,235	0	0
	海岸	0	0	0	0
東予地方局 建設部	河川	42	33,569	6	1,663
	海岸	0	0	0	0
東予地方局 今治土木事務所	河川	19	8,754	0	0
	海岸	0	0	0	0
中予地方局 建設部	河川	38	18,390	6	660
	海岸	4	2,208	0	0
国土交通省 松山河川国道事務所	河川	63	27,901	24	10,085
	海岸	0	0	0	0
中予地方局 久万高原土木事務所	河川	0	0	0	0
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 大洲土木事務所	河川	9	25,163	0	0
	海岸	0	0	0	0
国土交通省 大洲河川国道事務所	河川	88	28,649	16	6,518
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 八幡浜土木事務所	河川	12	9,035	1	250
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 西予土木事務所	河川	14	15,620	0	0
	海岸	3	345	0	0
南予地方局 建設部	河川	19	15,905	1	50
	海岸	1	170	0	0
南予地方局 愛南土木事務所	河川	3	810	0	0
	海岸	15	8,786	0	0
国土交通省関係計	河川	151	56,550	40	16,603
	海岸	0	0	0	0
	計	151	56,550	40	16,603
県関係計	河川	171	130,481	14	2,623
	海岸	23	11,509	0	0
	計	194	141,990	14	2,623
総計	河川	322	187,031	54	19,226
	海岸	23	11,509	0	0
	計	345	198,540	54	19,226

4-6 県水防倉庫資器材保有状況（河川課）（1/2）

1 県

（令和4年4月1日現在）

品名	倉庫名		本 部	四国中央	西 条	周 桑	今 治
	所在地	単位	松山市森松	四国中央市土居町北野	西条市中野	西条市壬生川	今治市宅間
か ま す		枚		850	1,860		120
む し ろ		〃		394		410	60
麻 袋		〃	10,300		800		120
ビニール土のう袋		〃	4,100	3,700	13,665	44,700	19,000
杭・丸太 1 m		本	310	205	340	1,037	50
〃 2 m		〃	240	428	900	291	550
〃 3 m		〃	90	86	296	60	50
〃 4 m		〃	30	41	40	50	50
〃 5 m		〃	13	15	56	5	
縄		卷		59	196	36	6
鉄 線		kg	100	400	870	810	325
ロ ー プ		卷	28	13	27	12	19
釘		kg					
か す が い		本	800	246	2,000		100
つ る は し		丁	22	15	5	1	7
ス コ ッ プ		〃	86	29	21	50	52
く わ		〃		4	16		10
雁 爪		〃	16				
じ ょ れ ん		〃	33	8			37
掛 矢		〃	29	5	10	10	17
ハ ン マ ー		〃	12	6	14		10
ペ ン チ		〃	2	3	2		10
チェ ー ソ ー		台	2	3			1
鎌		丁	45	6	12	3	10
鋸		〃	30	2	9	2	6
お の ・ な た		〃	18	2	8		13
羽 口		〃	9		7		
ク リ ッ パ ー		〃	5	3	5		4
ざ る か ご		ヶ		3			31
照 明 灯		〃	3	10	1		2
発 電 機		台	2	1			1
マ イ ク		〃	2	1			1
水 防 マ ッ ト		組					
防水ビニールシート		枚	56	32	33		40
た た み		〃					
手 箕		ヶ	29				
その他			救命胴衣 10 大型土のう160 ヘッドライト 10 一輪車 12 懐中電灯 6 鋼杭 122本 たこ 4 脚立 2 しの 13 塩ビパイプ1本 シート 2枚 フック付ロープ 3 携行缶 2 LED照明 5 電工ドラム 1	救命胴衣 10 大型土のう 80 一輪車 3 水中ポンプ 1 バケツ他 4 竹 1束 梯子 40 コーン 40 コーンバー 40 コンウェイト 40 LED合図灯 10 舗装補修材 15 オイル吸着剤 7 コートリール 1 危険杭 20	合羽 6 救命胴衣 30 竹 4束 大型土のう105 一輪車 5 しの 3 懐中電灯 10 はしご 5 吸水土のう 51	救命胴衣 6 大型土のう760 ヘッドライト 10 一輪車 13 懐中電灯 28 脚立 1 バケツ 2 オイルフェンス 40m 吸着マット 1,000 竹 1束 コーン 20 コーンバー 10	

4-6 県水防倉庫資器材保有状況（河川課）（2/2）

（令和4年4月1日現在）

大洲	八幡浜	西予	宇和島	愛南	計
大洲市中村	八幡浜市 保内町宮内	西予市 宇和町卯之町	北宇和郡 鬼北町大字奈良	愛南町 城辺甲	10箇所
		150	30	270	3,280
	30	120	30	6	1,050
			250	300	11,770
5,600	8,700	7,950	3,000	5,100	115,515
111	60	100	400	400	3,013
200	265	90	400	232	3,596
	125	60		117	884
58	50			33	352
					89
	10	28	10	43	388
50	50	25	100	50	2,780
22	7	9	17	22	176
			10	20	30
			40		3,186
10	10	21	20	3	114
71	70	64	30	35	508
2		6	10	8	56
15	3	18	20	7	79
23		20	3	3	127
19	20	13	2	4	129
18		12	6	1	79
8		9	5		39
	3	1	2	4	16
43		24	15	20	178
9	4	18	10	6	96
11	4	7	11	6	80
					16
4		2	2	2	27
40					74
6	1	1	2	1	27
2	1	1	1	1	10
			2	1	7
			3	2	5
20	20	35	15	28	279
					0
	20	23	25	7	104
救命胴衣 217	救命胴衣 14	救命胴衣 18	救命胴衣 10	救命胴衣 28	
大型土のう 77	大型土のう 110	1 t 土のう 100	大型土のう 50	大型土のう 115	
ヘッドライト 21	ヘッドライト 10	2 t 土のう 100	ヘッドライト 20	ヘッドライト 27	
一輪車 3	一輪車 10	ヘッドライト 10	一輪車 4	一輪車 5	
懐中電灯 15	懐中電灯 13	一輪車 5	懐中電灯 15	懐中電灯 24	
草刈機 1	鋼杭 50	LED発光ベスト 3	鋼杭 50	しの 10	
ガソリン缶 1	二人用たこ 1	吸水土のう 80	しの 3	吸着マット 500	
脚立 1	とび口 6	オイルフェンス 9	脚立 1	コーン 9	
しの 7	フラッシュパト 14	吸着マット 805	吸着マット 200	胴長 8	
金槌 7	リヤカー 2	コーン 30	延長コード 2	コードリール 1	
とび口 15	メガホン 6	コーンパー 9	バール 6		
担棒 10	水中ポンプ 3	懐中電灯 6	オイルフェンス 2		
	フルハーネス 4	コードリール 2	雨合羽 10		
		ガソリン缶 2			
		脚立 1			

4-7 林野火災応急対策用の資機材

1 空中消火機材貯蔵基地（四国森林管理局）

令和4年11月24日現在

森林管理署	場	所
愛媛森林管理署	上浮穴・川内、面河森林事務所 久万土場	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 1069

2 貯蔵機材の内訳表（四国森林管理局）

品名	数量	摘要
散布装置	5台	バケツ型（700リットル）
水槽	4個	布製（500リットル1・1, 000リットル3）
バッテリー	5個	2個1セット
ポンプ	2台	p265
ホース	6本	40mm×20m
消化剤	32缶	クラスA泡消化剤19リットル入（2001年6月製造）
消火液着色染剤	6	10kg×2箱、5kg×4缶 容器のブリキ缶の一部に腐食あり

3 県の資機材の整備状況（消防防災安全課）

消火資機材名	規格	数量		
		松山市消防局 西消防署西部支署 松山市防災備蓄倉庫 常置数	新居浜市 消防本部 北消防署 常置数	陸上自衛隊 第14旅団 北徳島分屯地 第14飛行隊 常置数
バンビ バケツ	モデル1518 (6800)	2	1	1
キャリング バッグ	布製収納バッグ	2	1	1
ファイヤー ソック		2	1	1
カーゴフック 固縛用ロープ	ロープセット	2	1	1
専用リレー ボックス	UH-1 運用仕様	2	1	1

4-8 ため池箇所一覧表（農地整備課）

令和2年3月末日現在

地域	市町名	箇所数	地域別箇所数
東予	四国中央市	53	1,184
	新居浜市	67	
	西条市	192	
	今治市	828	
	上島町	44	
中予	松山市	668	1,006
	東温市	97	
	伊予市	162	
	松前町	2	
	砥部町	57	
	久万高原町	20	
南予	内子町	96	957
	大洲市	102	
	八幡浜市	30	
	伊方町	0	
	西予市	292	
	宇和島市	181	
	鬼北町	105	
	松野町	56	
	愛南町	95	
計		3,147	